

高知県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針

1. 趣旨・目的

これまで、「高知県人権施策基本方針」に基づき、性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発や相談・支援体制の充実に取り組んできた。

また、県内市町村では、性的マイノリティの方々に対して婚姻に準ずる関係と認め、社会的認知度の向上が期待されるパートナーシップ制度の導入が活発化しつつある。

今後、県内でこのパートナーシップ制度の導入がさらに進み、性的指向・性自認を理由とする差別や偏見のない、多様性が尊重される社会の実現を図るため、「高知県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」を策定する。

この指針は、あくまで制度の基本的な事項を定めたものであり、制度の導入やその内容については、市町村の意思を尊重することとする。

2. パートナーシップ制度導入に向けた基本的な事項

(1) 制度対象者の要件は、以下を基準として各市町村において定めること。

なお、これとは別の定めをすることもできるが、その場合は他の市町村のパートナーシップ制度との相互利用に留意する必要がある。

①双方がともに成年に達していること。

②双方又はいずれか一方が当該市町村の区域内に居住していること又は転入予定であること。

③双方がともに婚姻をしていないこと。

④双方が相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

⑤相手方が直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。(パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。)

(2) 制度対象者からの届出を受けた場合、住民票、戸籍等を確認した上で受理証明書等を交付すること。

(3) その他、受理証明書等と併せて交付するカードの様式等については、他の市町村のパートナーシップ制度との相互利用に留意しつつ、各市町村において定めること。

3. 県による支援

(1) 市町村のパートナーシップ制度の利便性を向上させるため、以下のとおり支援を行うものとする。

①市町村間の相互利用に向けた調整（転居等に伴う手続きの負担軽減）

②制度対象者の要件や利用可能となる行政サービス内容への助言

(2) 県はパートナーシップ制度に関する社会的認知度を向上させるため、また、導入市町村の制度の内容等について、広く県民に周知するための広報活動を実施する。

附則

1 施行期日

この指針は、令和6年7月23日から施行する。

2 検討

県は、この指針の施行後、市町村のパートナーシップ制度の運用状況等を勘案した上で、指針となるべき事項及び県による支援について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。